

# 愛知県労働保険指導協会だより



編集と発行 労働保険事務組合 愛知県労働保険指導協会  
〒460-0008 名古屋市中区栄4-17-20-305 電話:052-249-4334 FAX:052-249-4335  
E-mail: info@aichi-kyoukai.com URL http://www.aichi-kyoukai.com/

一部の業種で 労災保険料率が引き下げられました... 5 ページ

雇用保険料率が引き下げられました... 8 ページ

平成 24 年 1 期  
労働保険料の納期です。  
指定期限までにご納付をお願いします。

精神障害の労災認定... 2 ページ

心筋梗塞による死亡は労災か? (裁判事例) ... 3 ページ

安全な職場づくり ... 4 ページ

労務トピックス) 被災地の雇用など ... 6 ページ

社会保険に加入しましょう / 編集後記 ... 7 ページ



## 雇用保険のご加入漏れはありませんか?

パート・アルバイトさんも加入していますか?

下記条件いずれも当てはまる従業員の方をお雇いの場合、雇用保険の加入手続きが必要となります。対象者がいる場合は当協会までご連絡ください。

1 週間の労働時間が 20 時間以上であること

31 日以上の雇用見込みがあること



ただし、昼間学生、季節的に雇用される方、新たに雇用される 65 歳以上の方等は対象になりません。

### 東日本大震災では雇用保険が命綱に!

激甚災害の際、雇用保険の特例により失業手当\*が支給されます。また、雇用保険に加入の事業主様限定の助成金\*があり、震災の影響等で経営が悪化したときに請求できます(\*両方とも一定の要件あり)。雇用保険のご加入をお忘れなく!

### 24年4月より 雇用保険料率が引き下げられました



雇用保険にご加入されている従業員様の給与より、下記の料率で保険料の計算をお願いします。

事業の種類	改正後			改正前		
	保険率	事業主負担率	従業員負担率	保険率	事業主負担率	従業員負担率
一般の事業	13.5	8.5	5	15.5	9.5	6
農林水産・清酒製造事業	15.5	9.5	6	17.5	10.5	7
建設の事業	16.5	10.5	6	18.5	11.5	7

注意) 従業員負担額を給与から控除する場合に、1円未満の端数が生じたときは、50銭以下は切り捨て、50銭を超えるときは切り上げとなります。

当会にて社会保険(厚生年金・健康保険)のお手続きをしています

詳しくは当会へ 052-249-4334 (代表)

(本誌7ページ)